		四　皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 五　血清コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第三中(二十四)の項を(二十五)の項とし、(十八)の項から(二十三)の項までを一項ずつ繰り下げ、(十七)の項の次に次のように加える。

(十八) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　クロロホルム 二　四塩化炭素 三　一・四―ジオキサン 四　一・二―ジクロロエタン 五　一・一・二・二―テトラクロロエタン 六　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月 一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン又は一・一・二・二―テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の蛋白の有無の検査 六　血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―GTP）の検査	

別表第四中(四十三)の項を(四十六)の項とし、(二十六)の項から(四十二)の項までを三項ずつ繰り下げ、(二十五)の項を(二十六)の項とし、同項の次に次のように加える。

(二十七) ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19―9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	

		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　肝機能検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四　白血球数及び白血球分画の検査 五　神経学的検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四中(二十四)の項を(二十五)の項とし、(十九)の項から(二十三)の項までを一項ずつ繰り下げ、(十八)の項の次に次のように加える。

(二十八) ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）	

(十九) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　クロロホルム 二　四塩化炭素 三　一・四―ジオキサン 四　一・二―ジクロロエタン 五　スチレン 六　一・一・二・二―テトラクロロエタン 七　テトラクロロエチレン 八　トリクロロエチレン 九　メチルイソブチルケトン 十　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）	

別表第五中第七号の三を第七号の二の次に次の二号を加える。

七の三　ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	
七の四　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	